

沿 革

(設立準備)

明治39年 4月 衛生行政の安全を期するため学術的試験研究機関の設置を企画、その準備のかたわら市立隔離所の医務、本市小学校教員等の身体検査業務を担当

(設 立)

明治39年 8月 市立大阪衛生試験所として、大阪市西区阿波堀通1丁目の大阪市役所衛生課内に創設、北豊吉技師が初代所長に就任

(庁舎移転)

明治40年 6月 大阪市西区阿波堀通3丁目32、33番地の新庁舎へ移転

大正 5年 7月 野田康男技師が第2代所長に就任

(所名改称)

大正10年 4月 大阪市立衛生試験所に改称

大正11年 3月 藤原九十郎技師が第3代所長に就任

(庁舎移転)

大正12年 9月 大阪市北区北扇町38番地の新庁舎へ移転

(創立25周年記念式典)

昭和 6年11月 創立25周年にあたり、關 一市長、白川朋吉市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和10年 5月 藤原九十郎所長大阪市理事・大阪市保健部長を命ぜられ所長兼務

昭和11年 1月 下田吉人技師が第4代所長に就任

(創立 30 周年記念式典)

昭和11年11月 創立30周年にあたり、坂間棟治市長、川畑清蔵市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

(所名改称)

昭和17年 6月 大阪市立生活科学研究所に改称

(庁舎増設)

昭和18年 1月 本館東側に木造建物を増築

(創立40周年記念式典)

昭和21年11月 創立40周年にあたり、中井光次市長、土田伊右衛門市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和21年11月 茶珍俊夫技師が理事に任ぜられ第5代所長に就任

(大阪生活科学研究会設立)

昭和23年 4月 大阪生活科学研究会設立、会長に茶珍俊夫所長が就任

(附設栄養学院の設置)

昭和24年 4月 昭和22年栄養士法の制定により附設栄養学院を開校

(改名改称)

昭和25年 9月 大阪市立予防衛生研究所及び市立防疫所の検査業務を統合して大阪市立衛生研究所に改称

(機構改革)

昭和27年 4月 機構の一部を改革

(保健文化賞の受賞)

昭和31年 9月 厚生大臣から第8回保健文化賞を受賞

(創立50周年記念式典)

昭和31年11月 創立50周年にあたり、中井光次市長、浅野藤太郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

(大阪生活衛生協会設立)

昭和32年 3月 大阪生活科学研究会発展的解消

昭和32年 5月 大阪生活衛生協会設立、藤原九十郎所長(第3代)が初代会長に就任

- 昭和32年 8月 大阪生活衛生協会機関誌「生活衛生」第1巻第1号発刊
(機構改革)
- 昭和33年11月 機構の一部を改革
- 昭和34年 8月 岡原國男研究員が第6代所長に就任
- 昭和34年 8月 本市学校給食材料の検査業務開始
(機構改革)
- 昭和37年 2月 機構改革(部制から課制へ)
- 昭和39年 3月 日本育英会奨励金返還特別免除規定に基づく研究施設に指定
- 昭和39年 7月 中山信正衛生局予防課長が第7代所長に就任
- 昭和39年11月 「事業概要」と「研究報告」を昭和39年度版から1冊にまとめ「研究所報告」として刊行
(設立60周年記念式典)
- 昭和41年10月 創立60周年にあたり、中馬 肇市長、大西保三郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙行
- 昭和44年 4月 大森玄洞研究員が第8代所長に就任
(機構改革)
- 昭和47年 4月 機構の一部を改革
- 昭和49年 4月 大和田國夫大阪市立大学医学部教授が兼務で第9代所長に就任
(庁舎移転・所名改称)
- 昭和49年12月 大阪市天王寺区東上町21番地の新庁舎へ移転、所名も大阪市立環境科学研究所と改称
(栄養学院移転・改称)
- 昭和49年12月 大阪市天王寺区東上町21番地研究所内に移転、大阪市立環境科学研究所附設栄養学院と改称
(附設栄養学院庁舎竣工)
- 昭和51年 8月 大阪市天王寺区東上町21番地研究所敷地内に竣工
- 昭和51年12月 栄養学院が文部省令による専修学校専門課程として認可
(創立70周年記念式典)
- 昭和51年11月 創立70周年にあたり、大島 靖市長、山下喜一市会議長等臨席のもと記念式典を挙行
(附設栄養学院改称)
- 昭和52年 4月 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校に改称
(生活衛生協会)
- 昭和53年 3月 大阪生活衛生協会第2代会長に中山信正副会長(第7代所長)が就任
- 昭和53年 4月 長谷 廣環境保健局長が首席医務監兼務で第10代所長に就任
- 昭和54年 6月 松宮 斌環境保健局長が第11代所長に就任
- 昭和54年10月 附設栄養専門学校創立30周年記念式典を挙行
- 昭和57年 3月 保川圭司環境保健局長が兼務で第12代所長に就任
- 昭和57年 4月 堀田毅研究員が第13代所長に就任
(機構改革)
- 昭和57年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革
(大阪生活衛生協会法人認可)
- 昭和57年 4月 大阪生活衛生協会が法人認可され、社団法人大阪生活衛生協会と名称変更
(科学研究費補助金取扱研究機関)
- 昭和57年11月 文部大臣から科学研究費補助金取扱研究機関として指定
- 昭和59年 4月 バイオテクノロジー研究班を設置
- 昭和60年 4月 矢橋弘嗣環境保健局長が第14代所長に就任
(創立80周年記念式典)
- 昭和60年11月 創立80周年にあたり、大島 靖市長、足高克巳市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

- 昭和62年 4月 大伴清馬桃山市民病院長兼桃山病院長が第15代所長に就任
(機構改革)
- 昭和63年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革
平成元年 4月 長濱萬藏城北市民病院副院長が第16代所長に就任
平成 6年 4月 赤尾 満環境保健局医務監兼総合医療センター感染症センター部長が第17代所長に就任
(生活衛生協会)
- 平成 6年 5月 (社)大阪生活衛生協会第3代会長に長谷 廣顧問(第10代所長)が就任
(創立90周年記念祝賀会)
- 平成 8年11月 創立90周年にあたり、(社)大阪生活衛生協会創立40周年とともに、記念祝賀会を挙行
平成11年 4月 杉田隆博環境保健局医務監兼都島保健所長が第18代所長に就任
(生活衛生協会)
- 平成11年 5月 (社)大阪生活衛生協会第4代会長に保川圭司(第12代所長)が就任
(機構改革)
- 平成13年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革
平成14年 4月 中澤秀夫健康福祉局医務監兼大阪市保健所長、市立保健専門学校長が第19代所長に就任
(特定保健用食品等にかかる登録試験機関)
- 平成16年 3月 健康増進法に規定する許可試験を行う機関として登録。
平成16年 4月 中尾昌弘健康福祉局医務監兼北区保健福祉センター医務保健長が第20代所長に就任
平成18年 4月 田窪良行健康福祉局医務監兼城東区保健福祉センター医務保健長が第21代所長に就任
(生活衛生協会)
- 平成18年 5月 (社)大阪生活衛生協会第5代会長に杉田隆博(第18代所長)が就任
(創立100周年記念式典)
- 平成18年10月 創立100周年にあたり、關 淳一市長、坂井良和市会議長等臨席のもと、(社)大阪生活衛生協会創立50周年とともに記念祝賀会を挙行
- 平成19年 3月 「大阪市立環境科学研究所の今後のあり方について」 大阪市立環境科学研究所運営形態検討委員会報告
- 平成19年10月 「大阪市立環境科学研究所事業分析」公表
平成21年 3月 大阪市立環境科学研究所外部評価委員会報告
(機構改革)
- 平成21年 4月 機構の一部を改革

機 構

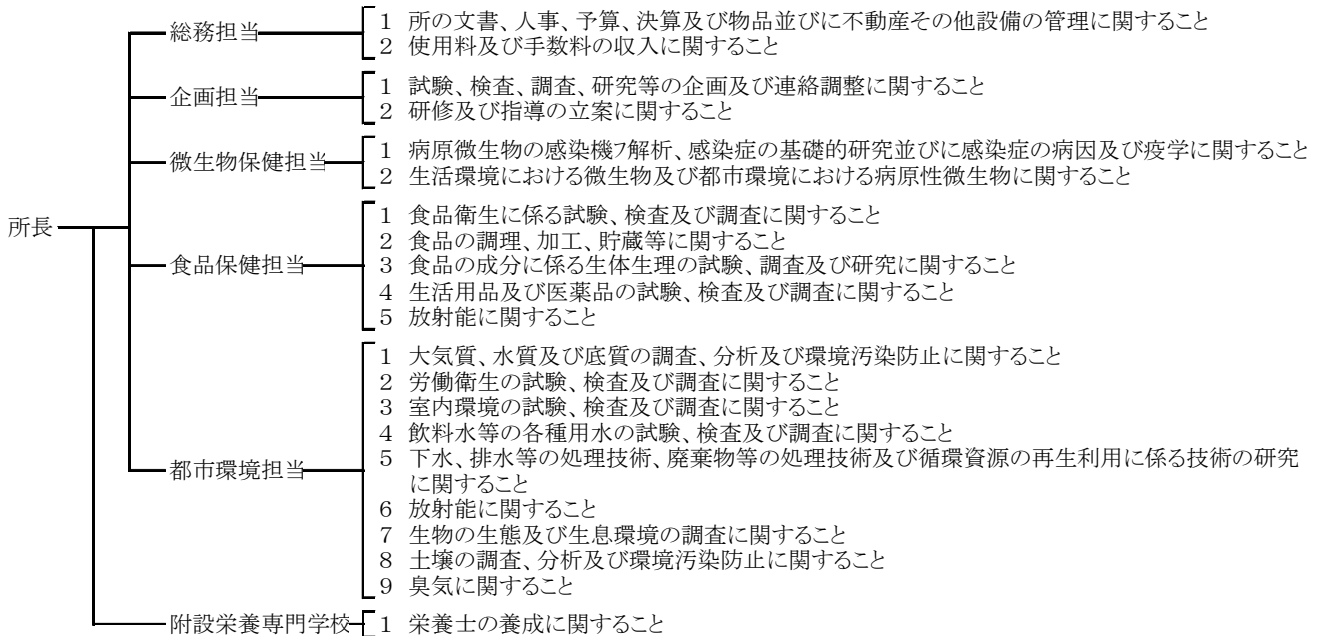
本所は所長のもと総務担当、企画担当、微生物保健担当、食品保健担当、都市環境担当の4担当と附設栄養専門学校により構成されており、衛生及び環境の機能を併せもった研究所となっている。なお、職員の配置は下表のとおりである。

所 員 配 置 表 (平成21.8.1現在)

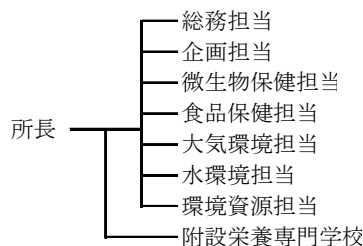
職 種 名 称	事務職員	研究員	薬 剤 師	栄 養 士	技能職員	再任用職員	嘱託職員	計
所 長							1 ^(*1)	1
総 務 担 当	11				4	1		16
企 画 担 当		5	1		13	3	1 ^(*2)	23
微生物保健担当		10					2	12
食品保健担当		16					2	18
都市環境担当		22					1	23
栄養専門学校	1	1		1			2 ^(*3)	5
計	12	54	1	1	17	4	9	98

*1: 医師、*2: 司書、*3: 学校長及び栄養士

組 織 と 業 務 (平成21.4.1現在)



(平成 21.3.31 まで)



予 算

歳入・歳出予算決算の概要

科 目	年 度	平成20年度当初予算	平成20年度決算	平成21年度当初予算
歳 入		円	円	円
第 1 部				
環境科学研究所費		252,733,000	224,669,879	273,862,000
使用料		2,864,000	1,289,227	2,864,000
手数料		240,286,000	215,736,355	261,583,000
国庫支出金		8,840,000	7,070,000	8,829,000
財産売却代		5,000	0	5,000
諸収入		738,000	574,297	581,000
栄養専門学校費		40,906,000	38,007,200	47,581,000
使用料		37,506,000	36,970,200	37,506,000
手数料		3,400,000	1,037,000	10,075,000
第 2 部				
環境科学研究所整備費		3,242,000	3,113,250	1,165,000
国庫支出金		3,242,000	3,113,250	1,165,000
歳 出				
第 1 部				
環境科学研究所費		285,326,000	247,442,193	288,799,000
報酬		4,754,000	4,741,849	13,006,000
賃金		3,693,000	7,042,188	2,940,000
報償費		203,000	424,725	153,000
旅費		2,595,000	1,298,694	2,443,000
需用費		171,062,000	143,683,222	174,981,000
役務費		3,993,000	3,854,799	3,960,000
委託料		68,361,000	57,044,419	62,657,000
使用料及賃借料		29,714,000	28,203,267	27,787,000
備品購入費		797,000	845,113	673,000
負担金補助及交付金		144,000	239,750	144,000
補償補填及賠償金		10,000	64,167	5,000
公課費		0	0	50,000
栄養専門学校費		19,370,000	18,804,737	19,359,000
第 2 部				
環境科学研究所整備費		42,349,000	35,760,375	74,711,000
庁舎改修		23,151,000	17,101,350	44,549,000
備品整備		19,198,000	18,659,025	19,662,000
耐震改修				10,500,000

平成20年度整備事業

1 庁舎改修		17,101,350 円
	外壁改修工事	
	分電盤改修電気設備工事	
	冷温水配管改修工事	
2 主要購入機器		
	○防疫対策用	6,226,500 円
	リアルタイム PCR	1
	○環境対策用	4,633,125 円
	低温灰化装置	1
	人工気象器	1
	エクマンバージ採泥器	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	土壌サンプリング装置	1
	データロガー	1
	○衛生対策用	6,961,500 円
	高速液体クロマトグラフ分析装置	1
	ロータリーエバポレーター	1
	冷却水循環装置	1
	デジタル式ゲル撮影装置	1
	自動遺伝子抽出装置	1
	○共用	837,900 円
	電気泳動撮影装置	1

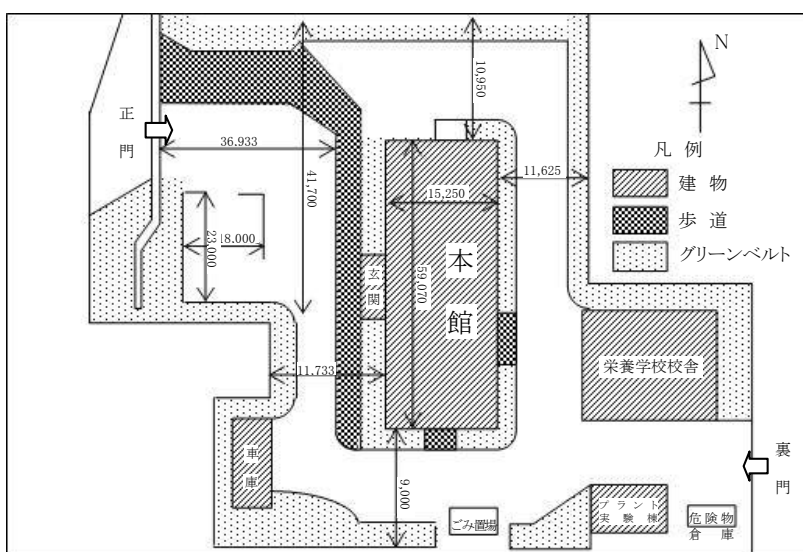
施設

本所は、総事業費21億1百万余円をもって、市内天王寺区東上町に新築されたものであり、昭和47年11月着工し、同49年12月に竣工した。また、栄養専門学校舎については、総事業費1億円をもって、51年3月に着工し、同8月に竣工した。各建物の規模ならびに庁舎配置は次のとおりである。

■規模

敷地面積			5,471.08m ²
庁舎	延面積		9,549.49m ²
本館	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階建	建面積	1,022.22m ²
		延面積	8,533.64m ²
共用理化学棟	鉄筋コンクリート造・平家建	建面積	268.89m ²
		延面積	268.89m ²
プラント実験棟	鉄骨造・2階建	建面積	75.00m ²
		延面積	150.00m ²
車庫	鉄骨造・平家建	建面積	78.92m ²
		延面積	78.92m ²
栄養専門学校舎	鉄骨造・2階建	建面積	294.84m ²
		延面積	518.04m ²

■庁舎配置



■本館案内

	大気汚染 観測室	かび 実験室	感 染 動 物 舎	感 染 動 物 舎
9 F				
8 F	(事務室) 食品保健担当・都市環境担当			EV 共用微生物実験室 共用化学実験室
7 F	栄養専門学校実験室 都市環境担当実験室			EV 都市環境担当実験室
6 F	都市環境担当実験室			EV 都市環境担当実験室
5 F	動物舎・食品保健担当実験室			EV 都市環境担当実験室
4 F	食品保健担当実験室			EV 食品保健担当実験室
3 F	微生物保健担当事務室・実験室			EV 微生物保健担当実験室
2 F	図書室・小会議室 (社)生活衛生協会・大会議室			EV 共用生物実験室・電顕室
1 F	所長室・応接室 総務担当・企画担当(事務室)			EV 有機機器室・無機機器 室・超微量化学分析室
B 1	機械室・電気室・倉庫		ガスボンベ室 発電機室	

諸 規 程

A 環境科学研究所条例

制 定 昭和49年11月11日 条例第76号

最近改正 平成16年 3月29日 条例第30号

大阪市立衛生研究所条例(昭和25年大阪市条例第52号)を次のように改正する。

大阪市立環境科学研究所条例

(設置)

第1条 本市に環境科学研究所(以下「本所」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立環境科学研究所

位置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的及び業務)

第2条 本所は、生活環境の保全を図り、もって健康の維持及び増進並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、次に掲げる業務を処理する。

(1) 調査及び研究

ア 環境保全に関する調査及び研究

イ 食生活及び家庭用品の安全性及び改善に関する調査及び研究

ウ 疾病の予防及び疫学に関する調査及び研究

エ その他環境科学に関する調査及び研究

(2) 試験、検査及び鑑定

ア 空気、水、土壌等に関する試験、検査及び鑑定

イ 食品衛生及び食品の成分に関する試験、検査及び鑑定

ウ 家庭用品に関する試験、検査及び鑑定

エ 毒性に関する試験、検査及び鑑定

オ 微生物及び血清に関する試験、検査及び鑑定

カ その他環境科学に関する試験、検査及び鑑定

(3) 研修及び指導

ア 本市関係職員等に対する環境科学に関する技術的研修及び指導

イ 環境科学に関する試験検査施設に対する技術的指導

(4) 情報の解析及び提供

ア 試験及び検査に関する情報の収集及び解析

イ 環境科学に関する情報の提供

ウ その他環境科学に関する文献及び資料の

収集及び解析

(依頼)

第3条 本市住民及び本市に事務所を有する法人、組合その他の団体(以下「本市住民及び法人等」という。)は、本所に前条第1号及び第2号に規定する事項について調査、研究、試験、検査、鑑定を依頼することができる。

2 市長が特別の事情があると認めるときは、前項以外の者に対しても、前項に掲げる事項の依頼に応ずることがある。

(手数料)

第4条 前条の規定により依頼しようとする者は、次に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 調査又は研究 1件 100,000円

(2) 試験、検査又は鑑定 1件 180,000円

2 特殊な設備又は過大な費用若しくは手数を要するため前項各号の規定により難しい場合の手数料については、その都度市長が定める。

3 前条の規定により依頼をした者が当該依頼事項に係る証明書の交付を請求するときは、1通につき1,000円以内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(施設の使用及び使用料)

第5条 市長は、適当と認める者に対し、研究室その他の施設を使用させることができる。

2 前項の規定により施設の使用を認められた者(以下「使用者」という。)は、次の範囲内で市長が定める使用料を納付しなければならない。

(1) 研究室 1月 33,000円

(2) その他の施設 1回 7,300円

3 使用者が会費その他これに類する料金を徴収するときは、前項に定める金額の10割増の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

4 設備の使用について特別の材料又は費用を要する場合は、第2項に定める金額のほか、実費を徴収する。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

第6条 本市住民及び法人等以外の者が、第3条第2項に基づく依頼又は第5条第1項の施設の使用を認められたときは、第4条の規定に基づく手数料又は第5条第2項及び第3項に基づく使用料の3割

増の範囲内において市長が定める手数料又は使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料等の納付)

第7条 手数料及び使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第8条 市長が特別の事由があると認めるときは、手数料又は使用料を減免することができる。

(手数料等の還付)

第9条 既納の手数料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(図書の閲覧)

第10条 本所所蔵の図書は、本所の業務に支障のない限り、公衆の閲覧に供する。

(賠償責任等)

第11条 設備の使用者その他入所者が、建物、設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

3 本所の設備の使用により、又はこの条例に基づく処分により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責を負わない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

－附則(略)－

B 環境科学研究所規則

制 定 昭和49年12月2日 規則第129号

最近改正 平成16年3月31日 規則第54号の2

大阪市立衛生研究所条例施行細則(昭和25年大阪市規則第150号)を次のように改正する。

大阪市立環境科学研究所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立環境科学研究所条例(昭和49年大阪市条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務時間)

第2条 大阪市立環境科学研究所(以下「本所」という。)の業務時間は、午前9時15分から午後5時30分までとする。ただし、時宜により変更することがある。

(休館日)

第3条 本所の休館日は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更し、又は臨時休館することがある。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(依頼)

第4条 条例第3条の規定による依頼は、所定の依頼書により、行わなければならない。

2 前項の依頼があつた場合において、やむを得ない事由により調査、研究、試験、検査、鑑定(以下「調査、試験等」という。)を行うことができないとき、又は行う必要がないと認められるときは、依頼に応じないことがある。

(手数料)

第5条 条例第4条第1項の規定による手数料は、次のとおりとする。

(1) 調査又は研究

1件100,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

(2) 試験、検査又は鑑定

ア 医学的試験又は検査

1件200円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

イ 理化学的試験又は検査

1件700円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

ウ 動物試験、ア及びイ以外の試験若しくは検査又は鑑定

1件180,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

2 条例第4条第3項の規定による手数料は、証明書1通につき250円以上1,000円以下の範囲内で実費を勘案して請求の都度市長が定める額とする。

(提出資料の取扱い)

第6条 調査、試験等のため提出された資料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告物等への名義使用)

第7条 依頼者は、本所が行った調査、試験等の結果について、本所の試験済、検査済その他これに

類する文字を広告物、印刷物等に使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(施設の使用許可申請)

第8条 条例第5条第1項の規定により、施設の使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の事項を記入して市長に申請しなければならない。

- (1) 使用する施設名
- (2) 使用の目的及び方法
- (3) 使用期間
- (4) 使用人員
- (5) その他市長が指定する事項

2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(使用の制限)

第9条 次の各号の1に該当するときは、施設の使用を許可せず、又は許可を取り消し若しくは使用を停止することができる。

- (1) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (2) 本所の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) 条例及びこの規則の規定に違反するとき
- (4) 管理上必要な指示に従わないとき
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき

(使用料)

第10条 条例第5条第2項の規定による使用料は、次のとおりとする。

- (1) 研究室 1月 33,000円
- (2) その他の施設

大会議室	午前1回	5,500円
	午後1回	7,300円
小会議室	午前1回	2,800円
	午後1回	3,600円

2 条例第5条第3項の規定による使用料は、前項に定める金額の10割増とする。

3 条例第5条第4項の規定により徴収する材料又は費用の実費は、使用の都度市長が定める。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

第11条 条例第6条の規定による手数料又は使用料は、第5条に定める手数料及び条例第4条第2項に基づき市長が定める手数料並びに前条第1項及び第2項に定める使用料の3割増とする。

(手数料等の後納)

第12条 市長は、次の各号の1に該当するときは、手数料又は使用料を後納させることができる。

(1) 調査、試験等をした後でなければ、金額を算定し難いとき

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の依頼又は使用によるとき

(3) その他市長が特に必要と認めるとき

(手数料等の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料又は使用料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が、医学的試験、検査その他保健衛生に関する試験、検査を依頼するとき

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする者に対して、その居住地の区長又は保健福祉センター所長の証明書を提出させることができる。

(手数料等の還付)

第14条 市長は、次の各号の1に該当するときは、既納の手数料又は使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 本所の都合により依頼事項を処理できないとき、又は処理しようとする前に依頼者が依頼を撤回し、若しくは変更を願い出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき

(2) 施設の使用許可を受けた者が、使用開始前に許可の撤回又は変更を願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき

(3) 災害、工事その他やむを得ない事由により施設の使用が不能となったとき

(4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(研究員)

第15条 研究室の使用者が研究員を置こうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の研究員を不相当と認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(本所員の指示)

第16条 施設の使用及び研究員は、本所員の指示に従わなければならない。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所長が健康福祉局長に協議の上定める。

— 附則(略) —

C 環境科学研究所事務分掌規則

制 定 昭和37年2月1日 規則第7号

最近改正 平成21年3月27日 規則第26号

大阪市立衛生研究所事務分掌規則(昭和25年大阪市規則第148号)を次のように改正する。

大阪市立環境科学研究所事務分掌規則

(所長)

第1条 環境科学研究所(以下「所」という。)に所長を置く。

2 所長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

第2条 所長は、上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(栄養専門学校)

第3条 所に栄養専門学校を置く。

(事務分掌)

第4条 栄養専門学校を除く所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 試験、検査、調査及び研究等の企画及び連絡調整に関すること
- (2) 研修及び指導の立案に関すること
- (3) 病原微生物の感染機構の解析、感染症予防の基礎的研究並びに感染症の病因及び疫学に関すること
- (4) 生活環境における微生物及び都市環境における病原微生物に関すること
- (5) 食品衛生に係る試験、検査及び調査に関すること
- (6) 食品の調理、加工、貯蔵等に関すること
- (7) 食品の成分に係る生体生理の試験、調査及び研究に関すること
- (8) 生活用品及び医薬品の試験、検査及び調査に関すること
- (9) 大気質、水質及び底質の調査、分析及び環境汚染防止に関すること
- (10) 労働衛生の試験、検査及び調査に関すること
- (11) 室内環境の試験、検査及び調査に関すること
- (12) 飲料水等の各種用水の試験、検査及び調査に関すること
- (13) 下水、排水等の処理技術、廃棄物等の処理技術及び循環資源の再生利用に係る技術の研究に関すること
- (14) 放射能に関すること
- (15) 生物の生態及び生息環境の調査に関すること

(16) 土壌の調査、分析及び環境汚染防止に関すること

(17) 臭気に関すること

2 栄養専門学校の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 栄養士の養成に関すること

(担当課長等)

第5条 別表に定めるところにより、所に担当課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、所に栄養専門学校長(以下「学校長」という。)及び栄養専門学校事務長(以下「事務長」という。)を置く。

3 前2項に定めるもののほか、所に医務主幹、保健主幹、研究主幹、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査又は研究主任を置くことがある。

4 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。

5 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、所長が定める事務を専管する。

6 担当課長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、担当課長代理、事務長、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査又は研究主任は、本市職員のうちから市長が命ずる。

7 学校長は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第6条 担当課長、学校長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、担当課長代理、事務長、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任の事務分担並びに担当係長、主査及び研究主任以上を除く所属員の配置及び事務分担は、所長が定める。

(職務の代理)

第7条 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、主管担当課長が所長の職務を行う。

2 所長に事故がある場合又は所長が欠けた場合において、主管担当課長にも事故があるとき又は主管担当課長も欠けたときは、あらかじめ所長が定めた順序で、他の担当課長が所長の職務を行う。

(担当の設置)

第8条 所長は、所の分掌事務を処理する単位とし

て、担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には所長が定める所管事務を冠するものとする。
- 3 所長は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

(宿直員)

第9条 所長は、必要な宿直員を置かなければならない。

一附則(略)一

別表(第5条関係)

- 総務担当課長
- 企画担当課長
- 微生物保健担当課長
- 食品保健担当課長
- 都市環境担当課長
- 環境調査担当課長

D 手数料・使用料金細目表

手 数 料

- I 医学的試験検査
 - 1 医学微生物試験検査 200～52,000円
 - 2 食品等の微生物試験検査 2,500～180,000円
 - 3 労働衛生試験検査 200～9,000円
 - II 理化学的試験検査
 - 1 水質・底質試験検査 700～100,000円
 - 2 廃棄物試験検査 2,500～60,000円
 - 3 環境衛生試験検査 1,000～60,000円
 - 4 食品の試験検査 1,000～173,000円
 - 5 容器包装・家庭用品の試験検査
2,500～47,000円
 - 6 食品添加物規格試験検査 3,000～20,000円
 - 7 医療品試験検査 3,000～50,000円
 - III 特定保健用食品の許可試験 172,000円
*特別用途食品の試験手数料については、各試験項目の手数料を積み上げた額とする。
 - IV 毒性試験(実費を基準としてその都度定める)
 - V 証 明
 - 1 検査成績書謄本 250 ～ 920円
- 使 用 料
- 1 研究室 1月 33,000円
 - 2 小会議室 午前1回 2,800円

	午後1回	3,600円
3 大会議室	午前1回	5,500円
	午後1回	7,300円

(注) 使用者が、会費その他これに類する料金を徴収するときは、それぞれ倍額の料金とする。

E 栄養専門学校条例

制 定 昭和39年3月19日 条例第49号
最近改正 平成17年3月30日 条例第35号
大阪市立栄養学院条例を公布する。

大阪市立栄養専門学校条例

(設置)

第1条 本市に栄養士の養成施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校
位置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的)

第2条 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校(以下学校という。)は、栄養士として必要な知識、技能及び教養を修得させることを目的とする。

(学生の定員)

第3条 学校の学生の定員は、各学年につき50名以内で市長が定める。

(修業年限)

第4条 修業年限は、2年とする。

(入学資格)

第5条 学校に入学することのできる者は、高等学校卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(入学検定料及び授業料)

第6条 学校の入学検定料及び授業料の額は、次のとおりとする。

入学検定料 17,000円
授業料 年額 535,800円

(授業料の減免)

第7条 市長は、特別の事情があると認める者に対して授業料を減免することができる。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

一附則(略)一

F 栄養専門学校学則

制 定 昭和39年4月1日 規則第68号
最近改正 平成19年10月5日 規則第199号

大阪市立栄養学院規則を公布する。

大阪市立栄養専門学校学則

(趣旨)

第1条 大阪市立栄養専門学校条例(昭和39年大阪市条例第49号。以下「条例」という。)に基づく大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校(以下学校という。)の管理及び運営については、この規則の定めるところによる。

(課程、学科及び学生定員)

第2条 学校の課程、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

課程	学科	学生定員(全日制)	
		入学定員	総定員
栄養士専門課程	栄養士科	35名	70名

(修業年限及び在学年限)

第2条の2 学生の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、3年とする。

(学年及び学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業 3月25日から4月1日まで

(4) 夏季休業 8月1日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 学校長が必要と認めるときは、前項に定める休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(学科目、単位数及び履修方法)

第5条 学科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、別表に定める学科目以外の学科目を加えることができる。

2 各学年に割り当てる学科目及び単位数は、学校長が定める。

(入学の願い出)

第6条 入学志願者は、次に掲げる書類を、条例第6条の入学検定料(以下「入学検定料」という。)とともに、指定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 入学資格を証明する書類(高等学校卒業証明書又は卒業見込証明書等)

(3) 出身学校長作成の調査書

(4) その他学校長が必要と認める書類

(入学試験)

第7条 入学志願者には、次に掲げる試験を行う。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2 合格者の決定は、入学試験及び調査書により学校長が行う。

(入学検定料及び授業料の納付等)

第8条 条例第6条の授業料(以下「授業料」という。)は、前学期分及び後学期として、それぞれ同条に定める額の2分の1に相当する額を次の期日までに納付しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 10月31日

2 休学者に対しては授業料を免除する。ただし、休学した日の前日又は復学した日の属する学期の授業料は納付しなければならない。

3 特別の事情があると認めるときは、本人の申請により授業料を分納させることができる。

4 災害その他により授業料を納付することが困難な者には、授業料を減免することができる。

5 授業料の分納又は減免を受けようとする者は、別記様式の申請書にその理由を証する文書を添えて学校長に提出しなければならない。

6 授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すことがある。

(1) 修業の途中で授業料減免の理由がなくなったとき

(2) 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき

7 前項第2号の規定により授業料の減免を取り消された者は、授業料の減免分を一括して学校長の定める期日までに納めなければならない。

8 既納の入学検定料及び授業料は、これを還付しない。

(誓約書)

第9条 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の誓約書を、保証人2名連署のうえ、学校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であって、そのうち1名は、原則として本市又は本市近郊の居住者でその責務に堪えるものでなければならない。

3 学校長は、第1項の期日を過ぎても誓約書の提出がないときは、入学の許可を取り消すことができる。

4 第1項の保証人に変更があつた場合には、直ちに学校長に届け出なければならない。

(休学)

第10条 学生が病気その他やむを得ない理由があるときは、学校長の許可を得て1年以内の休学をすることができる。

2 休学の許可を受けた者は、その理由がなくなったときは、学校長の許可を受けて復学することができる。

3 復学の許可を受けた者は、休学当時の所属学年に復学するものとする。

(退学)

第11条 学生がやむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人と連署のうえ、学校長に願い出なければならない。

2 前項の規定により退学した者が保証人連署のうえ復学を願い出たときは、退学当時の所属学年以下の学年に限って復学を許可することができる。ただし、復学の願出は、退学の日から2年以内に限る。

(除籍)

第12条 学校長は、次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第2条の2第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 休学期間終了後なお就学できない者
- (3) 授業料を納付しない者
- (4) 病気その他の事故により成業の見込みのない者
- (5) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第3条各号の1に該当する者

(表彰)

第13条 人物優秀で学力優等の学生は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第14条 学校長が教育上必要と認めるときは、学生

に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 次の各号の1に該当する者には、前項に規定する退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席状況が良くない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学習の評価)

第15条 学習の評価は、学科試験の成績、実習成績及び出席状況等により行う。

2 前項の成績の評価は、各学科目ごとに100点を満点とし、それぞれ60点以上を合格点とする。

3 学科試験は、各学科目について学期末試験又は必要に応じて臨時試験を行う。

4 60点未満の学科目が3科目以内の者に限り、その学科目の再試験を受けることができる。

5 試験に欠席した者でその理由が正当であると認める者は、追試験を受けることができる。

(進学及び卒業)

第16条 所属学年所定の単位を取得した者で所属学年における欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内のものについては、学校長は、進学又は卒業を認める。

2 前項の規定にかかわらず、所属学年における欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内の者であっても、学科目ごとに学校長が定める授業時間数に満たない者は、補習を受けなければ進級又は卒業することができない。

3 学校長は、卒業を認められた者に、卒業証書を授与する。

(職員)

第17条 学校に学校長、講師その他必要な職員を置く。

2 講師は、市職員の中から市長が命じ、又は委嘱する。ただし、市長が必要と認めるときは、市職員以外の者に講師を委嘱することができる。

(施行細目)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、学校長が定める。

—附則(略)—

別表(第5条関係)

学科目、単位数及び履修方法

学 科 目	単位数	履修方法	
基礎分野	一般教育科目	8単位	
	コンピューター入門	1単位	演習
	社会学	1単位	講義
	食料経済	1単位	講義
	化学Ⅰ	1単位	講義
	化学Ⅱ	1単位	講義
	生物	1単位	講義
	統計学	1単位	講義
	心理学	1単位	講義
	外国語科目	3単位	
	英語	2単位	講義
	科学英語	1単位	講義
	保健体育科目	1単位	
	体育実技	1単位	実技
	社会生活と健康	4単位	
	公衆衛生学	1単位	講義
	衛生統計・行政	1単位	講義
	母性衛生	1単位	講義
	社会福祉	1単位	講義
専門分野	人体の構造と機能	10単位	
	解剖生理学	1単位	講義
	解剖生理学実験	1単位	実験
	病理学	1単位	講義
	運動生理学	1単位	講義
	生化学Ⅰ	1単位	講義
	生化学Ⅱ	1単位	講義
	生化学実験	1単位	実験
	健康管理概論	1単位	講義
	疫学疾病Ⅰ	1単位	講義
	疫学疾病Ⅱ	1単位	講義
	食品と衛生	9単位	
	食品学総論Ⅰ	1単位	講義
	食品学総論Ⅱ	1単位	講義
	食品学各論	1単位	講義
	食品学実験	1単位	実験
	食品加工学	1単位	講義
	食品加工学実習	1単位	実習
	食品衛生学	1単位	講義
	食品衛生学実験	1単位	実験
	食品衛生対策	1単位	講義
	栄養と健康	12単位	
	基礎栄養学Ⅰ	1単位	講義
	基礎栄養学Ⅱ	1単位	講義
	応用栄養学Ⅰ	1単位	講義
	応用栄養学Ⅱ	1単位	講義
	応用栄養学Ⅲ	1単位	講義
	栄養学実習	1単位	実習
	臨床栄養学Ⅰ	1単位	講義
	臨床栄養学Ⅱ	1単位	講義
	臨床栄養学Ⅲ	1単位	講義
	臨床栄養学実習	1単位	実習
	臨床栄養校外実習	2単位	実習

栄養の指導	8単位	
栄養教育論Ⅰ	1単位	講義
栄養教育論Ⅱ	1単位	講義
公衆栄養学Ⅰ	1単位	講義
公衆栄養学Ⅱ	1単位	講義
公衆栄養校外実習	1単位	実習
栄養指導演習	2単位	演習
数理統計実習	1単位	実習
給食の運営	9単位	
調理理論	1単位	講義
調理科学	1単位	講義
調理実習	3単位	実習
給食管理	1単位	講義
給食管理実習	1単位	実習
給食管理校外実習	1単位	実習
給食経営学	1単位	講義
特別研究	4単位	実習

備考 単位数の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、20時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

事業統計

平成20年度各課別取扱件数

担当別	種 別	検 査 総件数	収入金額	現 金 扱		健康福祉局				そ の 他		無 料	
				件数	金 額	本庁・保健所		その他		件数	金 額		
						件数	金 額	件数	金 額				
微生物	ウイルス分離同定等検査	1,105	7,735,000			1,105	7,735,000						
	電子顕微鏡検査	28	168,000			28	168,000						
	その他ウイルス検査	539	3,799,680			539	3,799,680						
	微生物保健検査	1,771	18,950,920			1,771	18,950,920						
	微生物保健調査	4	4,300,000			4	4,300,000						
	ウイルス血清抗体等検査												
	その他臨床検査												
保健	腸管系細菌検査	1,233	1,025,800	一般 289 サルモネラ 220 腸管出血性大腸菌 219 患者接触者 0 その他 1	276,440 210,200 209,240 0 960			267	328,960			79 79 79	
	食品細菌検査	266	2,892,190			202	2,473,150			64	419,040		
	その他細菌検査	52	450,300	8	75,500	25	200,000			19	174,800		
	殺菌効力試験等	156	358,200	2	11,700	154	346,500						
	細菌学的調査	1	300,000			1	300,000						
	抗HIV抗体検査他	69	262,640			69	262,640						
	寄生虫学的調査												
	小 計	5,224	40,242,730	739	784,040	4,165	38,864,850	0	0	83	593,840	237	
	食品	食品検査	602	67,653,950	19	2,549,000	435	48,925,750			148	16,179,200	
		食品調査											
生活用品検査		66	1,471,500			48	1,363,500			18	108,000		
生活用品調査		2	800,000			2	800,000						
製品検査		7	525,000			7	525,000						
毒性検査		1	300,000			1	300,000						
小 計	678	70,750,450	19	2,549,000	493	51,914,250	0	0	166	16,287,200	0		

担当別	種 別	検 査 総件数	収入金額	現 金 扱		健康福祉局				そ の 他		無 料
						本庁・保健所		その他				
				件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
大 気 環 境	大 気 検 査	1,768	11,379,200	67	433,500	2	30,000			1,699	10,915,700	
	計 測 技 術											
	大 気 環 境 調 査	4	11,459,500							4	11,459,500	
	労 働 調 査											
	廃棄物関係調査	159	5,147,000	46	1,671,000					113	3,476,000	
	衛生微生物調査	27	520,000	14	357,500	13	162,500					
	変異原性試験											
小 計	1,958	28,505,700	127	2,462,000	15	192,500	0	0	1,816	25,851,200	0	
水 環 境	飲料水適否検査	178	2,457,800	165	1,751,800	13	706,000					
	理 化 学 検 査	42	562,900	28	395,100					14	167,800	
	細 菌 検 査	9	21,000	9	21,000							
	氷 雪 検 査 等	4	27,500			4	27,500					
	法に基づく水質検査	2	40,000	2	40,000							
	給水装置直結器具一般試験											
	河海水工場排水水質試験	1,568	21,274,200							1,568	21,274,200	
	河海水飲料水水質調査	10	36,533,500							10	36,533,500	
	計 測 調 査											
	衛 生 動 物 検 査	27	170,800	22	162,800	5	8,000					
衛 生 動 物 調 査	2	650,000			1	300,000			1	350,000		
小 計	1,842	61,737,700	226	2,370,700	23	1,041,500	0	0	1,593	58,325,500	0	
環 境 資 源	廃棄物関係検査	15	789,000	5	400,000	5	5,000			5	384,000	
	廃棄物関係調査	8	10,617,900	1	234,000					7	10,383,900	
	その他処理施設調査											
	土 壌 環 境 検 査	1	27,000	1	27,000							
	土 壌 環 境 調 査	1	25,000	1	25,000							
	悪 臭 ガ ス 調 査	2	3,038,000							2	3,038,000	
	小 計	27	14,496,900	8	686,000	5	5,000	0	0	14	13,805,900	0
合 計	9,729	215,733,480	1,119	8,851,740	4,701	92,018,100	0	0	3,672	114,863,640	237	

平成20年度衛生検査

(平成20年4月～平成21年3月)

		依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら ない も の (5)
		住 民 (1)	保 健 所 (2)	保 健 所 以 外 の 行 政 機 関 (3)	そ の 他 (医 療 機 関、学 校、 事 業 所 等) (4)	
結 核	分 離 ・ 同 定 ・ 検 出 (01)		1			
	核 酸 検 査 (02)					
	化 学 療 法 剤 に 対 す る 耐 性 検 査 (03)					
性 病	梅 毒 (04)					
	そ の 他 (05)					
ウ ィ ル ス リ ケ ッ チ ア 等 検 査	分 離 ・ 同 定 ・ 検 出	ウ イ ル ス (06)	1,672		2	
		リ ケ ッ チ ア (07)	1			
		ク ラ ミ ジ ア ・ マ イ コ プ ラ ズ マ (08)				
	抗 体 検 査	ウ イ ル ス (09)				
		リ ケ ッ チ ア (10)				
		ク ラ ミ ジ ア ・ マ イ コ プ ラ ズ マ (11)				
病 原 微 生 物 の 動 物 試 験 (12)						
原 虫 寄 生 虫 等	原 虫 (13)					
	寄 生 虫 (14)					
	そ 族 ・ 節 足 動 物 (15)					
	真 菌 ・ そ の 他 (16)					
食 中 毒	病 原 微 生 物 検 査	細 菌 (17)	2	1,760		
		ウ イ ル ス (18)				
		核 酸 検 査 (19)				
	理 化 学 的 検 査 (20)					
	動 物 を 用 い る 検 査 (21)					
	そ の 他 (22)					
	臨 床 検 査	血 液 検 査 (血 液 一 般 検 査) (23)				
血 清 等 検 査	エイズ(HIV)検 査 (24)		69			
	HBs 抗原、抗体検 査 (25)					
	そ の 他 (26)					
生 化 学 的 検 査	先 天 性 代 謝 異 常 検 査 (27)					
	そ の 他 (28)					
尿 検 査	尿 一 般 (29)					
	神 経 芽 細 胞 腫 (30)					
	そ の 他 (31)					
アレルギ ー 検 査 (抗 原 検 査 ・ 抗 体 検 査)	アレルギ ー 検 査 (抗 原 検 査 ・ 抗 体 検 査) (32)					
	そ の 他 (33)					
食 品 等 検 査	微 生 物 学 的 検 査 (34)			427	8	
	理 化 学 的 検 査 (残 留 農 薬 ・ 食 品 添 加 物 等) (35)			497	2	
	動 物 を 用 い る 検 査 (36)			7		
	そ の 他 (37)			31	3	
(上 記 以 外 細 菌 検 査)	分 離 ・ 同 定 ・ 検 出 (38)	319	270		647	
	核 酸 検 査 (39)					
	抗 体 検 査 (40)					
	化 学 療 法 剤 に 対 す る 耐 性 検 査 (41)					
医 薬 品 ・ 家 庭 用 品 等 検 査	医 薬 品 (42)			8		
	医 薬 部 外 品 (43)					
	化 粧 品 (44)					
	医 療 用 具 (45)					
	毒 劇 物 (46)					
	家 庭 用 品 (47)			37		
そ の 他 (48)			17	10		
栄 養 関 係 検 査 (49)				72		

		依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら ない も の (5)
		住 民 (1)	保 健 所 (2)	保 健 所 以 外 の 行 政 機 関 (3)	そ の 他 (医 療 機 関、学 校、 事 業 所 等) (4)	
水 道 等 水 質 検 査	水 道 原 水	細 菌 学 的 検 査 (50)				
		理 化 学 的 検 査 (51)		1		
		生 物 学 的 検 査 (52)				
	飲 用 水	細 菌 学 的 検 査 (53)	7	20	169	
		理 化 学 的 検 査 (54)	1	2	15	
	利 用 水 等 (ブール水等を含む)	細 菌 学 的 検 査 (55)		6	33	6
理 化 学 的 検 査 (56)					8	
廃 棄 物 関 係 検 査	一 般 廃 棄 物	細 菌 学 的 検 査 (57)				
		理 化 学 的 検 査 (58)		2	1	
		生 物 学 的 検 査 (59)				
	産 業 廃 棄 物	細 菌 学 的 検 査 (60)				
		理 化 学 的 検 査 (61)		9		
		生 物 学 的 検 査 (62)				
環 境 ・ 公 害 関 係 検 査	大 気 検 査	S O ₂ ・N O ₂ ・O _x 等 (63)			6	
		浮 遊 粒 子 状 物 質 (64)	4	177	54	
		降 下 煤 塵 (65)		460		
		有 害 化 学 物 質・重 金 属 等 (66)		1,165	2	
		酸 性 雨 (67)				
		そ の 他 (68)		1		
	水 質 検 査	公 共 用 水 域 (69)		1,511		
		工 場・事 業 場 排 水 (70)		28	3	
		浄 化 槽 放 流 水 (71)				
		そ の 他 (72)		31	2	
	騒 音 ・ 振 動 (73)					
	悪 臭 検 査 (74)					
	土 壌 ・ 底 質 検 査 (75)	2				
	環 境 生 物 検 査	藻 類・プ ラ ン ク ト ン・魚 介 類 (76)				1
そ の 他 (77)						
一 般 室 内 環 境 (78)			18			
そ の 他 (79)			3	54		
放 射 能	環 境 試 料 (雨 水・空 気・土 壤 等) (80)					
	食 品 (81)			8		
	そ の 他 (82)					
温 泉 (鉱 泉) 泉 質 検 査 (83)						
そ の 他 (84)		1	20	36		